

富 士 見 市 標 準 委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 この約款は、土木事業に係る測量及び調査又は維持管理の業務の委託契約について適用されるものとする。

2 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、標準委託契約書（様式第1号。以下「契約書」という。）に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第5条 乙は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第7条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議し、標準委託変更契約書(様式第2号)によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は、甲乙協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生に甲の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を受託業務完了通知書(様式第3号)をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から14日以内に乙の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、甲は、当該検査に合格したときは、その旨を業務委託完了検査結果について(通知)(様式第4号)をもって乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、前2項の規定を適用する。

4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第13条 本契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号の一に該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命

令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（前払金）

第14条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、甲に対して本契約書記載の前払金の支払を請求することができる。ただし、その額は、委託金額の10分の3を超えない範囲内とする。

2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。業務の内容の変更に係る委託金額の変更が生じた場合も、同様とす

る。

- 3 甲は、第1項の請求があったときは、その日から14日以内に乙に前払金を支払わなければならない。
- 4 業務の内容の変更その他の理由により著しく委託金額を増額した場合は、乙は、その増額後の委託金額の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額を限度として前払金の支払を請求することができる。この場合において、支払の額及び時期は、甲乙協議して定める。
- 5 業務の内容の変更その他の理由により委託金額を減額した場合において、支払済の前払金の額が減額後の委託金額の10分の4を超えるときは、甲は、その超過した額及び前払金の使用状況からみて支払済の前払金の返還を求める必要があると認めるときは、乙に対し、その超過額の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 6 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に当該請求のあった超過額を甲に返還しなければならない。
- 7 甲は、乙が前項の期間内に当該超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、当該未返還額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(第三者による代理受領)

第15条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達す

ることができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、第13条の規定による前払金があったときは、当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、受領済の前払金の額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託金額の10分の1の額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。

第17条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して書面をもって定める。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条の規定による業務の中止の期間が契約期間の10分の5以上に達したとき。

2 前条2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約外の事項)

第20条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

年 月 日

住 所
委 託 者
氏 名

印

住 所
受 託 者
氏 名

印

様式第2号（第7条関係）

標準委託変更契約書

1 委託業務の名称

2 変更事項

(1) 業務内容 別冊変更設計仕様書のとおり

(2) 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 委託金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

(円)

年 月 日付け締結の標準委託契約書を上記のとおり変更し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

住所

委託者

氏名

印

住所
受託者
氏名

④

様式第3号（第10条関係）

受 託 業 務 完 了 通 知 書

年 月 日

（あて先）富士見市長

住 所
受 託 者
氏 名 印

下記受託業務が 年 月 日完了したので、富士見市標準委託契約
約款第10条第1項の規定により通知します。

記

1 受託業務の名称

2 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 委 託 金 額 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

（ 円）

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

富士見市長

印

業務委託完了検査結果について（通知）

下記業務委託は、 年 月 日完了検査の結果合格したので、富士見市標準委託契約約款第10条第2項の規定により通知します。

記

1 業務委託の名称

2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 委託金額